

「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)」検証委員会 規約

(名称)

第1条 本委員会は、「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)検証委員会」(以下、「検証委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検証委員会は、令和3年3月に策定した「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)」(以下、「ガイドライン」という。)について、専門的見地から試行工事の検証を行い、新潟県に対しガイドラインの内容に関する助言を行うことを目的とする。

(検証内容)

第3条 検証委員会における検証内容は、以下のとおりとする。
施工の基本事項の遵守(丁寧な施工)の妥当性に関すること
ひび割れ抑制対策の妥当性に関すること
その他(取組の有効性評価等)

(委員)

第4条 検証委員会の委員は、新潟県土木部長が委嘱し、別紙のとおりとする。
2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 検証委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、委員会の議事を進行する。
3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものが職務を代行する。

(事務局)

第6条 検証委員会の事務局は、新潟県土木部技術管理課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第8条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

第9条 この規約は、令和3年12月10日から施行する。

「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）」検証委員会 委員

委員	佐伯 竜彦	新潟大学 工学部社会基盤工学プログラム 教授
	下村 匠	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 教授
	井林 康	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
	陽田 修	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
	井貝 武史	一般社団法人 新潟県建設業協会 (株式会社 福田組 技術部 設計課 課長)
	黒坂 正博	一般社団法人 新潟県建設業協会 (株式会社 本間組 土木事業本部 技術部 設計担当部長)
	高橋 博弥	一般社団法人 新潟県建設業協会 (株式会社 加賀田組 執行役員 DX 推進室長 兼 建設本部 技術企画部長)
	高橋 伸裕	一般社団法人 新潟県建設業協会 (株式会社 植木組 技術開発部 設計担当部長)
	吉原 敬	一般社団法人 新潟県コンクリートメンテナンス研究会 (株式会社 笠原建設 取締役 常務執行役員 土木本部長)
	渡邊 敦	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 北陸支部 (エヌシーイー 株式会社 インフラマネジメント部 技師長)
	寺田 直樹	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 北陸支部 (株式会社 開発技術コンサルタント 取締役 執行役員 技術本部 副本部長)
	相田 守	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 北陸支部 (株式会社 キタック 道路・構造部 部長)
	小林 和行	新潟県生コンクリート工業組合 技術副委員長 (デンカ工販 株式会社 取締役統括部長)
	長谷川文伸	新潟県 土木部 技術管理課長
オブザーバー	佐藤 利春	一般財団法人 新潟県建設技術センター 技術部参事 (技術第一課長)

(敬称略)